

平成30年5月23日

司法修習生 各位

司法研修所事務局長 染 谷 武 宣

司法修習生の情報セキュリティ対策について（事務連絡）

最近、司法修習生が、

などの不適切な事例が続けて発生しました。

裁判実務修習においては、平成29年11月27日付け司研企二第1074号司法研修所長通知「司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報等のセキュリティ対策について」によって、

と定められており、弁護実務修習においても、同様のルールが定められているところ、上記の事例はこうしたルールに違反するものであって、これらの行為があった場合には、非違行為として罷免、修習の停止又は戒告の処分や注意の措置を受けることがあります。

国民の信頼に依拠し、個人の高度なプライバシーを取り扱う司法修習において、情報流出があつてはならないことは言うまでもなく、そのような事態を発生させないよう、修習関連の情報の取扱いには極めて慎重な配慮が必要となります。

については、上記通知等において定められた情報セキュリティルールを改めて確認し、上記で取り上げたもの以外のルールも改めて確認した上で、修習関連の情報の慎重な取扱い及び情報セキュリティ対策を徹底してください。